

2026年5月14日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 安藤 仁
(コード番号 9310 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 総 務 部 長 川尻 秀紀
(TEL 059-336-5018)

当社従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象として株式交付信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

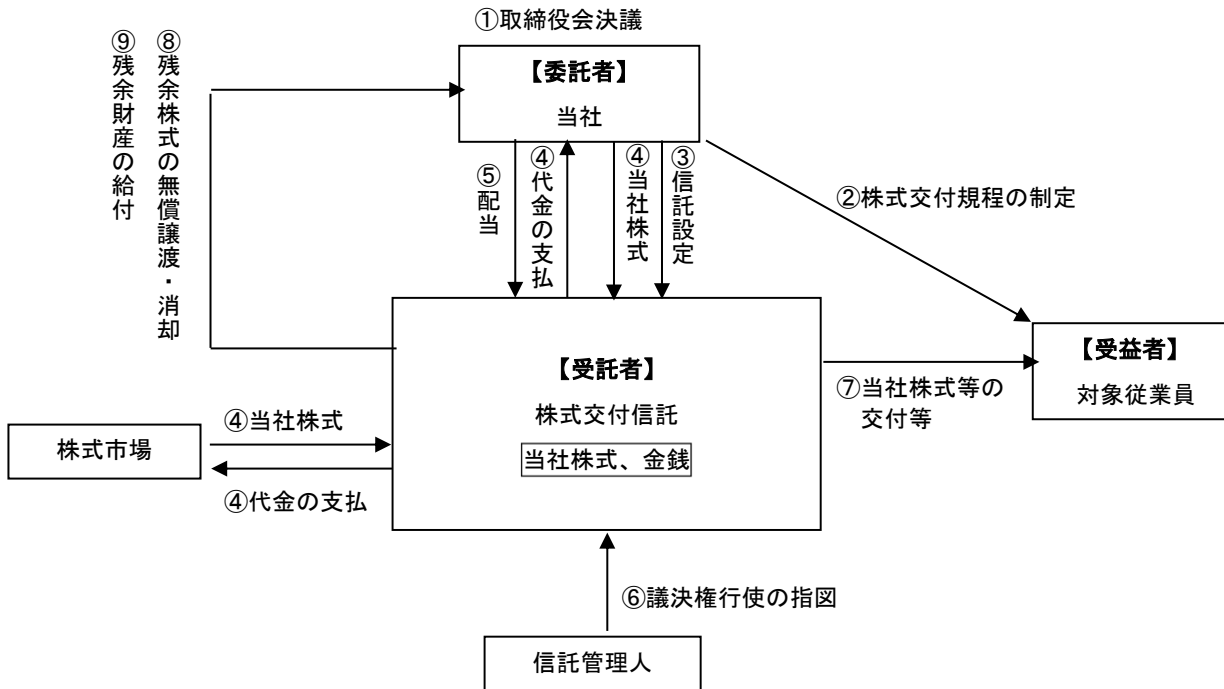
なお、具体的な株式交付信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社グループでは、2026年4月よりスタートした中期経営計画の実現に向け、経営基盤を更に強固にするとともに、育ててきた価値を更に磨き、利益向上の実効性を高めるべく、更なる成長を目指しております。
- (2) 本中期経営計画では、基本方針の一つである「経営基盤の強化」の重点施策に「人財」を掲げており、当社グループは多様な人財を確保・育成し、その力を最大限に引き出すことが、企業としての持続的成長と更なる企業価値向上に繋がるものと考えております。
- (3) 本制度は、一定の職群の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に株式を交付するものとし、交付される株式は当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものとしたします。
- (4) 本制度の導入は、対象従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができ、業績への貢献意欲や経営参画意識を高める効果が期待できます。また、エンゲージメントを一層高めることも期待できることから、長期的な企業価値向上を目指す「人的資本投資」の一環として位置付けしております。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 当社は、本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする株式交付信託を設定します。
- ④ 株式交付信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 株式交付信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、株式交付信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 株式交付規程の定めに従い、一定の受益者要件を満たす従業員に対して、原則として退職日まで譲渡制限を付した当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、株式交付信託内で当社株式を換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を給付する場合があります。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として株式交付信託を継続利用することができます。なお、株式交付信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、株式交付信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた株式交付信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、株式交付信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 株式交付信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、株式交付信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。

以上